■会議結果の概要

会議の名称

例月出納検査及び定例監査

開催日時

令和6年3月26日(金)

午後1時30分から午後4時10分まで

開催場所

北名古屋市役所 東庁舎 3階 政策審議室

出席者数

監查委員2名、事務局職員他15名

議題(公開・非公開の別)及び会議の内容(審議経過、結論等)

(検査及び監査の経過については非公開)

(1) 令和6年2月分例月出納検査(下水道事業会計含む) 例月出納検査結果

ア 現金 (預金) の出納状況を調査した結果、誤りは認められなかった。

- イ 出納諸帳簿及び証拠書類に誤りは認められなかった。
- (2) 定例監査(都市整備課及び下水道課) 定例監査結果(別紙のとおり)

非公開の理由

監査又は検査に係る事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがある ため、非公開。(北名古屋市情報公開条例第7条第6号)

傍聴者数

その他

照会先

監查委員事務局監查課

ファックス番号:0568-23-3160

電子メールアドレス: kansa@city. kitanagoya. lg. jp

北名古屋市監查公表第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和6年5月10日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進

北名古屋市監査委員 清 水 晃 治

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

都市整備課及び下水道課

対象期間 令和5年4月1日から令和6年3月26日までの所管事務 実施期間 令和6年2月28日から令和6年3月26日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査するととも に、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われ ているかを主眼とし、北名古屋市監査基準に準拠して監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に 行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられた が、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

都市整備課及び下水道課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

<都市整備課>

主な所管事務は、都市計画、道路及び橋梁の計画、設計及び工事、準用河川及び排水路の計画、設計及び工事、都市計画道路の計画、設計及び工事、国又は県の所管する道路又は河川、公園、緑地、広場等の計画、設計及び工事、総合治水、雨水流出抑制施設の計画、設計及び工事、土地区画整理、市街地再開発、地区計画、鉄道立体交

差、不動産の取得、生産緑地、地価公示、建設部の庶務に関する事務である。

(1) 収入事務について

仮換地証明手数料について、手数料を納入するために交付申請者へ渡した納付 書について、市で保管している控えに発行日・納期限が記入されていないものが あった。

意 見

法令等の規定のない証明書の発行業務については、申請書式等を定め決裁を受けた上で、適切に事務を執行されたい。また、証明書発行手数料の納付書発行にあたっては、発行日・納期限が重要な日付であることから、確実に記載されたい。

<下水道課>

主な所管事務は、下水道計画、公共下水道、流域下水道、都市下水路、排水設備工事の審査及び業者の指定、水洗便所の普及、水洗便所改造資金等融資あっせん及び利子補給、下水道施設の維持管理、下水道事業受益者負担金及び区域外流入分担金、下水道使用料、上水道、専用水道、簡易専用水道、飲用井戸等に関する事務である。

(1) 収入事務について

受益者負担金及び下水道使用料の滞納整理について、実施した結果の記録が不十分なものが見受けられた。

(2) その他

事務全般において、書類の記載漏れ等の軽微な誤りが散見された。

意見

- (1) 受益者負担金及び下水道使用料の滞納整理にあたっては、実施した内容を正確に記事として滞納整理簿に記録し、的確な滞納整理と事務の効率化を図られたい。また、滞納処分やその執行停止の事務にあたっては、滞納事案の調査を行った事実を適切に記録し、把握した状況を整理した上で実施されたい。
- (2) 市から外部機関へ提出する報告書の作成にあたっては、作成業務を委託する場合においても、報告内容の正確性に留意されたい。